



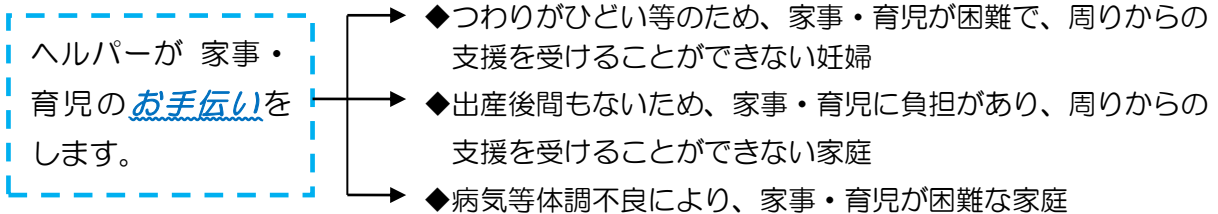
エンゼルヘルパー派遣事業



エンゼルヘルパー派遣事業って・・・

☆妊娠中は、つわりや貧血など体調不良になったり、産後は、睡眠不足・育児に対する不安や疲れで体調を崩すことも多いですね。

そこで、





利用できる家庭

- 1 新居浜市に住民票があること。
- 2 妊娠していること（母子健康手帳の交付を受けている人）
- 3 産後6か月まで（その子を自宅で養育している人）で、日中家族等の援助がなく、家事・育児が困難な家庭
- 4 多胎児の場合は、産後1 2か月まで（その子を自宅で養育している人）で、日中家族等の援助がなく、家事・育児が困難な家庭
- 5 就学前の児童を養育し、かつ病気や体調不良であり日中家族などの援助がなく、家事・育児が困難な家庭
- 6 その他、市長が必要と認める家庭



援助内容は・・・

(1) 家事に関する援助の内容	(2) 育児に関する援助の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備及び後片付け ・衣類の洗濯 ・居室の掃除及び整理整頓 ・生活必需品の買い物 ・その他、必要な家事援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・授乳 ・おむつ交換 ・沐浴介助 ・病院受診や健診等の同行 ・その他、必要な育児援助・相談 

*このサービスは、利用者(保護者)と子どもさんが一緒にいる場所で行います。

託児では、ありません。

ヘルパーと子どもさんだけの留守番などはできません。

*病児・病後児の家庭にヘルパーを派遣することはできません。

*車での送迎は、できません。

*金融機関における金銭の出し入れはできません。

*買い物等の実費は、その場で徴収します。

適用期間と利用時間

- 1 1日1回、2時間以内で10回を限度（多胎児については、産後12か月までで20回を限度）。
- 2 月曜から金曜の午前9時から午後5時まで（12月29日～1月3日除く）。

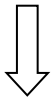
利用料金

- 1 1時間500円とする。（ただし、利用時間が1時間に満たない場合も1時間の利用の扱いとなります）
- 2 前日17時までのキャンセルは、キャンセル料はかかりませんが、それ以降はキャンセル料を1000円いただきます。

<申込みから利用まで>



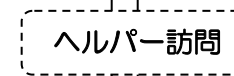
利用者



子育て支援課



事業所



1 エンゼルヘルパー派遣事業に関する情報の提供・相談

サービスや利用内容について、不明な点がある人、利用について相談したい人は、子育て支援課（65-1242）に連絡をします。

2 エンゼルヘルパー派遣利用申請書の提出

ヘルパーの派遣を希望する人は、子育て支援課へ申請をしてください。申請書は、子育て支援課にあります。（市のホームページからもダウンロードできます）申請時には、母子健康手帳が必要です。

3 エンゼルヘルパー派遣決定通知書

市では提出された申請書をもとに、事業実施の可否、派遣元を決定し、申請された人へ「エンゼルヘルパー派遣決定通知書」を郵送します。派遣元の事業所は、申請された希望を優先しますが、派遣状況等によりご希望に添えない場合もあります。

4 サービスの日程調整

「エンゼルヘルパー派遣決定通知書」を受けた人へ、派遣元事業所から連絡を入れます。そこで、サービス内容の確認やサービスを受ける日程、時間などの調整を行います。

5 サービスの利用

決められた時間や内容の範囲内でサービスを受けることができます。利用料は、エンゼルヘルパー派遣を受けた当日に、直接ヘルパーに利用料を支払ってください。

*その他、事前に申請はしていないけど、当日急にヘルパーの派遣が必要になった場合は、子育て支援課にご連絡ください。事業所との連絡調整をします。（事業所の都合により、お受けできないこともあります。）

